

## 第2章 食料自給率向上と食の安全の確保に向けた取組

### 1 食料自給率の向上を目指して

#### (1) 九州農政局食料安保・自給率向上本部の取組

##### (多様な連携に向けた取組)

九州農政局では、食料自給率向上の取組を進めていくためには、これまでの枠を超えた多様な分野の連携が重要であるとの考えから、地域で地産地消や食育といった活動に取り組んでいる方々をはじめ、観光やメディアなど食と農に関係する幅広い分野の方々にも一堂に参加いただき、平成20年度から毎年1回、交流の機会を設けています。

23年度は熊本及び鹿児島県の西部沿岸地域で活動されている方々を中心に、「食と農の交流会ローカル列車の集い」を23年10月5日に開催しました。当日はあいにくの雨模様でしたが、農家の方、加工研究会、体験交流館、食品製造、レストラン、観光関係者等、30名の食と農に関わる多様な方々が参加されました。肥薩おれんじ鉄道の貸切列車内で、八代駅やつしろから川内駅せんだいまで約3時間、沿線地域の息吹を感じながら、地元農産物や農業、地域のあり方等について考え、食と農への思いを自由に会話しました。

この交流会は、地域づくりのアドバイザーを行っている有限会社トトハウスの前田芳男氏を進行役（ファシリテーター）に進められました。まず、九州旅客鉄道株式会社の諸永佑介氏から、「JR九州の『駅弁』に関する取組について」と題して、コンパクトな駅弁の中にその土地の食材、食文化が詰まっており、地元の魅力をPRする素材



リラックスした中でのワールドカフェ

として再注目されていることや、地域と連携した駅弁の事例等について情報提供がありました。その後、「地域の農産物や食品の良さ、生産者や地域の魅力をPRし、消費と生産を拡大するには？」をお題に、7グループに分かれ、ワールドカフェ※方式による討論を行いました。地域活性化のイベント案や農産物の売り込み方など様々なアイディアが出され、活発な討論が行われました。3時間という限られた交流会でしたが、「いろんな業種の方と話ができて勉強になった。」「今後の活動に活かしたい。」等の感想がありました。

※ ワールドカフェとは喫茶店にでもいるようなリラックスした雰囲気、自由に会話をを行い、アイデアを生み出す話合いの手法です。

九州農政局では今後の活動に活かして頂くよう本交流会の概要を取りまとめ、参加者に情報提供を行うとともに、ホームページ（食料自給率コーナー）でも公表しています。参加者がそれぞれの地域で新たな交流を行い、交流の輪が広がり、ネットワーク化や食料自給率向上につながるよう期待をしているところです。



ワールドカフェの様子



様々なアイデアが出てきます

**「食と農の交流会ローカル列車の集い」にはこんな方々にも御参加頂きました。**

- 轟久ちづ子さん（自然食の店産直や蔵肆<sup>くらし</sup>：福岡県久留米市<sup>くるめし</sup>）  
産直活動を昭和59年から始め、現在、有機栽培野菜等を販売する自然食の店「産直や蔵肆」を経営するとともに、料理教室等を開催。
- 中島宗昭さん、陽子さん（農業：福岡県大木町<sup>おおきまち</sup>）  
養豚、合鴨農法・減農薬栽培米、アスパラガス栽培等を行う中島農産を経営。園児、小学生の米づくり体験指導等を実施。
- 岡田敏代さん（NP0法人ネット八代代表：熊本県八代市）  
肥薩おれんじ鉄道八代駅業務を受託、女性だけの駅員で沿線のうまかもん・こだわり品を駅で販売。
- 平田亜希さん（野菜ソムリエ：熊本県宇土市<sup>うとし</sup>）  
代謝を良くするしょうがを子供に楽しく食べてほしいとの思いから、しょうがジャム「しょうがないなハニー」を製造。
- 岩田美江子さん（JAやつしろドレミ館トマト加工研究会会長：熊本県八代市）  
これまで出荷できなかった規格外、傷入りトマトをケチャップやピューレ、ドライトマト等に加工作して販売。

## （２）食育の推進

### （日本型食生活の推進の取組）

近年の国民の食生活については、栄養のかたよりや食習慣の乱れが目立っており、肥満や生活習慣病の増加など多くの問題が生じています。この改善のためには、多くの国民が食文化や地域の産物を活かしながら、栄養バランスのとれた食生活の実践に主体的に取り組むよう促す食育の取組が重要です。

そこで、九州農政局では、「日本型食生活」を一層推進することとしています。この日本型食生活は、日本の気候風土に適した米を中心に水産物、畜産物、野菜など多様な副食から構成されており、栄養バランスに優れているだけでなく、日本各地で生産される農林水産物を多彩に盛り込んでいるという特徴を持っています。23年度は、地域において「食」に関する取組を行っている栄養士、食生活改善推進員、農業協同組合、食品関連事業者等を対象に、「日本型食生活」推進のためのワークショップ※手法によるフォーラムを、福岡県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県において開催しました。各地域センター等では、地域の農林水産物等を活用したバランスのとれた食生活の推進にかかるワークショップを、様々な工夫を取り入れながら開催しました（表２－１）。

24年３月14日、熊本市で開催した「米粉利用拡大」及び「日本型食生活」推進フォーラムでは、「みんなで考える「米粉」の食卓活用」をテーマにワークショップを開催しました。このワークショップには、九州各県から約160名の参加があり米粉を日常の食事にうまく取り入れていくことを学びました。

表２－１ ワークショップの開催状況

|           | 開催日       | 場所                 | テーマ                                |
|-----------|-----------|--------------------|------------------------------------|
| 農政局       | 24年３月14日  | 熊本合庁１階共用会議室        | みんなで考える「米粉」の食卓活用                   |
| 福岡地域センター  | 23年８月３日   | 福岡地域センター           | 日本型食生活を如何に推進していくか                  |
| 長崎地域センター  | 23年12月15日 | 佐世保市港湾合同庁舎         | 佐世保市の新たな郷土料理を考えよう！                 |
| 大分地域センター  | 24年２月16日  | 大分地域センター           | 農業体験を通じた日本型食生活の普及                  |
| 八代地域センター  | 24年２月19日  | 氷川町農産加工研修センター（熊本県） | 休日は親子で食育！採れたていちごを使ってオリジナル大福を作るバイ！！ |
| 宮崎地域センター  | 24年３月２日   | 宮崎地域センター           | 「日本型食生活」を推進するための食と農を結ぶ農業体験を考える     |
| 延岡地域センター  | 24年３月９日   | 延岡社会教育センター（延岡市）    | 食育のつながりを考えよう                       |
| 鹿児島地域センター | 23年11月26日 | NPO法人霧島食育研究会（霧島市）  | 理想の食育とは「それを実現する第一歩は」               |
| 鹿屋地域センター  |           |                    |                                    |

※ ワークショップとは、様々な立場の人が集まって、お互いを尊重しながら自由に意見を出したり議論したり、一緒に何かを作り上げたりするような集まり（場）のことをいいます。

## （食育アイランド九州交流会の取組）

地域において、食育が推進されるためには、多くの団体や関係者が情報を共有し、一層の連携が図られることが重要です。

このため、九州農政局では、地域において食育活動を行っている団体等の紹介及び関係者のネットワークづくりの支援を目的として、九州農政局ホームページの「九州の食育のひろば」の中に「食育アイランド九州」を開設しており、24年3月末日現在で761の個人・団体が登録・参加されています。

また、「食育アイランド九州」に登録・参加されている個人・団体等を対象に、お互いの食育活動の取組成果や課題等を共有し、今後の食育活動の拡大や定着に役立てていただくため、「食育アイランド九州交流会」を各県で毎年開催しています。23年度は、11回開催し、各会場で、参加者間による熱心な意見交換が行われました。

さらに、県域を越えた連携と交流を促すため、九州全体の交流会を「伝統野菜を活用した食育の推進」、「農林漁業体験の推進」、「食育を通じた地域活性化」をテーマにした3つの分科会形式で開催しています。

このうち、23年11月25日に開催された「九州伝統野菜フォーラム」（熊本市）では、「伝統野菜を活用した食育の推進」の分科会を開催し、東京を含め各地域から104名の参加がありました。ビジネスモデル講座として地域農産物を活用した商品の開発や事業戦略の講義を受けた後、ワークショップ形式でマーケティング手法を学びました。参加者からは、「取組や資源の現状を数値化すること、SWOT分析※の重要性が理解でき良かった。」「地域における食育の取組に今回のワークショップを活用してみたい。」等の多くの声が聞かれました。加えて24年3月22日に「農林漁業体験の推進」（熊本市）、3月23日に「食育を通じた地域活性化」（熊本市）をテーマとしてそれぞれ分科会を開催しました。3月22日の分科会では、各地域から22名の参加があり、農林漁業活動の取組を広げるための意見交換を行いました。また、3月23日の分科会では、各地域から30名の参加があり、郷土料理等の地域の知恵を使って地域経済の活性化を考えるための意見交換を行いました。



分科会事例発表の模様

※ SWOT分析とは、企業戦略や企画等において現状を分析する手法の一つであり、組織の内部要因である強み（Strength）、弱み（Weakness）、組織の外部要因である機会（Opportunity）、脅威（Threat）の4つの面から評価する手法。九州伝統野菜フォーラムでは、ひご野菜を対象にSWOT分析を行いました。

### （３）九州の豊かな農畜産物の地産地消の推進

地産地消は、食料自給率の向上に貢献するとともに、生産者が自ら消費者に直接販売することで、やりがいを実感しつつ所得を確保する機会を提供するなど、地域農業や関連産業の活性化に貢献するものです。このため、九州農政局では「食料安保・自給率向上本部」の取組の一環として、積極的に推進しているところです。

#### （地産地消促進計画の策定）

22年12月に制定された「六次産業化法」及び同法に基づく基本方針により、各県及び市町村は、地域の農林水産物の利用の促進についての計画（地産地消の促進計画）を定めるよう努力することとされました。この促進計画は、単に既存の施策を列挙したものではなく、地域における農林水産物の供給・需要等も勘案しつつ、実践的な内容を定めることとしています。農林水産省では、これまでの地産地消推進計画に引き続き、積極的な促進計画の策定を推進しています。

#### （地産地消に関する全国イベント等への推薦・応募について）

農林水産省では、地産地消の取組を一層推進するため、学校給食や社員食堂等を対象に提供される給食等を対象に、地域で生産される農林水産物を使ったメニューに関するコンテストを20年度から毎年開催しています。23年度は、九州からは、学校給食部門に34メニューの応募があり、「鹿児島県立鹿児島盲学校」（鹿児島県鹿児島市）、「<sup>たるみず</sup>垂水市立学校給食センター」（鹿児島県垂水市）、「<sup>さつま</sup>さつま町立薩摩学校給食センター」（鹿児島県さつま町）、「<sup>やまと</sup>山都町立矢部小学校」（熊本県山都町）、「<sup>やべ</sup>佐伯市農林水産部さいきブランド流通課」（大分県佐伯市）が九州農政局長賞を受賞しました。

このほか、農林水産省では地産地消の取組に関する知見や経験を有し各地域で優れた地産地消活動の実現に活躍されている方々を「地産地消の仕事人」に選定しています。九州では、23年度に直売所の責任者や食育アドバイザー等4名の方が新たに選定され、累計で24人の「地産地消の仕事人」に、それぞれの地域で地産地消の取組を牽引していただいています。



応募メニューの一例

#### (4) 九州における農産物の生産振興・消費拡大

##### ア 米

##### (ア) 平成23年産米の需給調整の取組結果

23年産米について、全国では、生産数量目標795万tの面積換算値150万haに対し、2万2千haの過剰作付となりましたが、九州では、全県が生産数量目標の面積換算値の範囲内での作付けとなりました（表2-2）。

表2-2 平成23年産米の需給調整取組状況

単位:t, ha

|     | 米の生産数量目標  |            | 主食用米      |            | 過剰生産量   | 過剰作付面積  |
|-----|-----------|------------|-----------|------------|---------|---------|
|     | ①         | 面積換算値<br>② | 実生産量<br>③ | 実作付面積<br>④ |         |         |
| 福 岡 | 191,750   | 38,430     | 192,000   | 38,102     | 250     | ▲ 329   |
| 佐 賀 | 142,080   | 26,975     | 140,200   | 26,379     | ▲ 1,880 | ▲ 596   |
| 長 崎 | 65,800    | 13,820     | 66,600    | 13,735     | 800     | ▲ 85    |
| 熊 本 | 202,020   | 39,230     | 193,600   | 37,348     | ▲ 8,420 | ▲ 1,882 |
| 大 分 | 123,860   | 24,620     | 116,800   | 23,411     | ▲ 7,060 | ▲ 1,209 |
| 宮 崎 | 100,130   | 20,230     | 91,900    | 18,834     | ▲ 8,230 | ▲ 1,397 |
| 鹿児島 | 117,020   | 24,430     | 114,700   | 23,490     | ▲ 2,320 | ▲ 940   |
| 全 国 | 7,949,990 | 1,503,962  | 8,134,000 | 1,525,594  | 184,010 | 21,600  |

資料：農林水産省「平成23年産の都道府県別の需給調整取組状況（10月15日現在）」

注：四捨五入の関係で内訳が一致しない場合があります。

##### (イ) 新規需要米の取組

23年産新規需要米の取組計画の認定面積は、全国で6万5,569ha、九州で1万7,507haとなりました（表2-3）。

九州では、稲発酵粗飼料（稲WCS）用稲の取組が最も多く全体の75%を占めています。飼料用や米粉用の取組も増加しており、23年産の新規需要米の認定面積は、22年産に比べて6,537ha（60%）増加しました。

表2-3 平成23年産新規需要米の取組計画認定面積

単位:ha

| 用 途        | 全 国    |        |           | 九 州    |        |           |
|------------|--------|--------|-----------|--------|--------|-----------|
|            | 23年産   | 22年産   | 対前年増減率(%) | 23年産   | 22年産   | 対前年増減率(%) |
| 飼料用        | 33,955 | 14,883 | 128       | 3,791  | 2,154  | 76        |
| 米粉用        | 7,324  | 4,957  | 48        | 414    | 223    | 86        |
| WCS用稲      | 23,086 | 15,939 | 45        | 13,121 | 8,393  | 56        |
| 青刈り稲・わら専用稲 | 322    | 368    | ▲ 13      | 126    | 156    | ▲ 19      |
| その他        | 882    | 925    | ▲ 5       | 55     | 44     | 25        |
| 合 計        | 65,569 | 37,072 | 77        | 17,507 | 10,970 | 60        |

資料：農林水産省「新規需要米の取組計画認定状況」

注：その他は、輸出用、バイオエタノール用、主食用以外の用途の種子等です。

### （ウ）米の消費拡大に向けた取組

#### （めざましごはんキャンペーン）

厚生労働省の「国民健康・栄養調査」によると、朝食の欠食率は15～19歳で増加し、男女とも20歳代で最も高くなっています。

農林水産省では、朝ごはんの習慣化や米の消費拡大を推進するため「めざましごはんキャンペーン」を行っています。また、その一環として、お米大使の小林幸子さんを起用したポスターを、管内の小中学校、高校、大学、民間企業等へ配布しました。



#### （米飯学校給食回数増加の取組）

農林水産省では、味覚形成期の子ども達に米を中心とした「日本型食生活」の普及・定着を図るとともに、地域の食文化に触れることにより郷土への関心を深めること等を目的として米飯学校給食を推進しており、学校等の米飯給食（米粉パン等を含む）に、政府備蓄米を無償または有償で提供する制度を実施しています。この制度を利用した学校等においては、前年度より米飯給食の回数が増加しました。

#### （米粉の普及推進の取組）

最近では、各食品メーカー等において米粉食品の製造販売が盛んになっていますが、家庭でも米粉が料理に利用できることについては認知度が低く、まだ一般的な食材とはなっていません。

このことから、九州農政局では、九州米粉食品普及推進協議会※との連携により、学校栄養士を対象とした学校給食米粉料理講習会や米粉に携わる関係者・一般消費者を対象とした米粉利用拡大フォーラム等を開催しました。

米粉を使ったメニューを学校給食に加えることや米粉に携わる関係者・一般消費者が交流する機会を設けることで、児童・生徒や一般消費者が米粉食品に対する興味を持ち、将来的には各家庭で米粉が利用されることを目指しています。



米粉を使った料理

※ 16年3月に九州管内における生産者団体、流通業者、食品事業者、地方公共団体等の関係者により米粉食品の普及推進を目的として設立されました。24年3月現在で会員数174（団体・個人）。

## イ 麦類

国内の麦の消費は、そのほとんどが外国産で賄われており、国産の使用割合は1割程度となっています。

このため、「食料・農業・農村基本計画」では、小麦については平成32年の生産数量目標を180万t、国産使用割合を4割に上げることとしています。農林水産省では、麦類を自給率向上のための重要作物である戦略作物として農業者戸別所得補償制度の中に位置づけ、生産拡大を推進するとともに、消費者や実需者から国産麦が選択されるよう、新たな需要拡大を推進しています。

近年では国産麦の使用割合が低い

「パン・中華めん用品種」の普及開発が進み、実需者ニーズに応じた生産が徐々に増え始めています。

### （九州地域の状況）

福岡県や佐賀県等の九州北部を中心に麦類の作付けが行われ、小麦では全国の1割弱、大麦で3割強の生産量となっており、北海道に次ぐ産地となっています。

水田作では米・大豆等の収穫後に、冬作物として麦類を生産する一年二作体系（二毛作）が多く、特に九州北部で取り組まれており高い耕地利用率となっています。

【参考：22年田の耕地利用率 全国92.3% 佐賀県143.4% 福岡県119.9%】

また、さらなる生産拡大のため、農業者戸別所得補償制度の中で、主食用米と戦略作物との組合せや、戦略作物同士の組合せにより二毛作を行う場合、二毛作助成として1万5千円/10aの交付が行われています。

各産地ともに小麦、二条大麦を中心に作付けが行われていますが、福岡県では、パン・中華めん用小麦の生産に力を入れており、県の育成品種「ちくしW2号（ラー麦）」の作付けが拡大しています。また、佐賀県ではビール用二条大麦の生産が盛んに行われ、大分県では県内の味噌・しょうゆの実需者と結びつきによりはだか麦の作付けが盛んに行われています。

なお、23年産から始まった畑作物の戸別所得補償制度の実施とも相まって、

表2-4 小麦の用途別需要量（平成21年度 推計）

| 用 途         |          | 用途別<br>需要量<br>(万t) | うち国産<br>使用量<br>(万t) | 国産<br>比率<br>(%) |
|-------------|----------|--------------------|---------------------|-----------------|
| 全 体         |          | 626                | 81                  | 13              |
| 主<br>食<br>用 | パン用      | 152                | 4                   | 3               |
|             | 日本めん用    | 57                 | 34                  | 60              |
|             | その他めん用   | 122                | 7                   | 6               |
|             | 菓子用      | 72                 | 10                  | 14              |
|             | 家庭用などその他 | 117                | 6                   | 5               |
|             |          | 521                | 62                  | 12              |
| 味噌用、醤油用     |          | 16                 | 2                   | 13              |
| 飼料用及び工業用等   |          | 90                 | 17                  | 19              |

資料：農林水産省推計

注：四捨五入の関係で計が一致しない場合があります。

表2-5 新品種の導入事例  
（パン用小麦：北海道）

| 品種名    | 平成16年   | 平成22年   | 差        |
|--------|---------|---------|----------|
| 春よ恋    | 5,959ha | 7,098ha | +1,139ha |
| キタノカオリ | 164ha   | 1,515ha | +1,351ha |

資料：農林水産省調べ

九州の麦類全体の作付面積はやや増加傾向にあります。

### （麦作の課題）

麦類は湿害に弱いことから、特に水田作においては、排水対策をはじめとする基本技術の励行が重要となっています。

九州各県においても、生産者団体、試験研究機関等関係者と連携しながら、実需者から求められる高品質麦の生産のため、本暗きょ、弾丸暗きょ等の排水対策の徹底等による品質・単収向上等に向けて現場への指導を行っています。

### （九州独自の課題）

九州では、近年、収穫期の雨害により、品質の低下が問題となっています。特に23年産の小麦においては、5月下旬における断続的な降雨、6月の集中豪雨の影響により、品質低下（規格外：脱色粒・穂発芽・黒ずみ等）及び未収穫ほ場（すき込み）が多発し、大きな問題となりました。



穂発芽（ミナミノカオリ）

一方、地域によっては、集落営農による作付けの団地化とあわせて共同乾燥調製施設との連携により短期間で収穫作業を行い、収穫期の雨害を回避し、高単収・高品質麦の生産を確保した産地も見られました。

このため九州農政局では、このような収穫期における雨害回避の優良事例を各県に周知し、実需から求められる安定的な供給量の確保と高品質な麦の生産に向けた取組を進めました。

### 【九州産小麦を使った棒状ラーメンの開発】

サンポー食品株式会社（本社：佐賀県）では、22年から福岡県がラーメンのために新たに品種開発した福岡県産小麦「ラー麦」を100%使用した棒状ラーメンの開発・販売を展開しています。

『九州で生まれ育った味を、九州の農産物で作る』をコンセプトにラー麦関連製品を開発し、パンフレットの作成、配布など積極的な広報活動を展開。その結果としてラー麦関連製品の出荷量が増加しました。

これらの取組により、国内の食料自給率向上に貢献したとして評価され、「フード・アクション・ニッポン アワード2011・プロダクト部門」において優秀賞を受賞しました。



棒状ラー麦ラーメン及びつけ麺

## ウ 大豆

大豆は、豆腐、納豆、味噌、しょうゆ等の原料として日本食で欠かすことのできない食材ですが、国内で消費される食品用大豆<sup>※1</sup>の78%は外国からの輸入に依存しています。

このため、22年3月に策定された「食料・農業・農村基本計画」で、大豆については目標年の32年に60万t（現状から倍増）の生産という意欲的な目標を示し、生産・消費の両面において重点的な取組を展開することとしています。

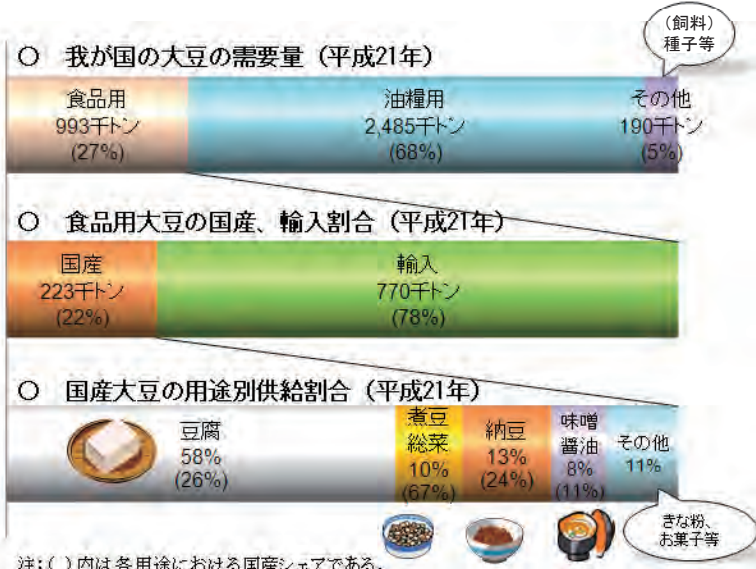
農林水産省では、大豆を自給率向上のための重要作物である戦略作物として農業者戸別所得補償制度の中に位置づけ、生産拡大を推進しています。九州は全国的にみても大豆栽培の盛んな地域（全国の2割のシェア）で、品質面でも高い評価を得ています。特に九州北部の福岡県、佐賀県の平野部では、水田地帯で大豆の栽培が盛んに行われ、一大産地を形成しています。



不耕起播種技術

の普及・推進を行っています。大豆300A技術等には、九州沖縄農業研究セン

図 2 - 1 大豆の需要動向



資料：農林水産省調べ

※1 ここでの「食品用大豆」とは、豆腐、納豆、味噌、煮豆等の大豆加工食品に用いる大豆をさします。サラダ油等の油糧用に用いる大豆と区別するための便宜的な呼称です。

※2 「大豆300A」とは、単収300kg以上、上位（A）等級（1等及び2等）を意味し、「大豆300A技術」とは高品質・多収量の実現を目指した生産技術です。

ター※で開発された山形鎮圧輪やまがたちんあつりんを用いた「耐天候型播種技術」や、福岡県の「部分浅耕一工程播種技術」ぶぶんせんこういちこうていはしゅぎじゅつ、佐賀県の麦畦むぎうねを利用した「不耕起播種技術」ふこうきはしゅぎじゅつ、大分県の「畦立同時播種技術」うねたてどうじはしゅぎじゅつ等があります。これらの技術により、ほ場の排水性を高めたり、適期播種を実現することで出芽・苗立ちの安定化が図られ、品質と単収の向上につながることが期待されます。

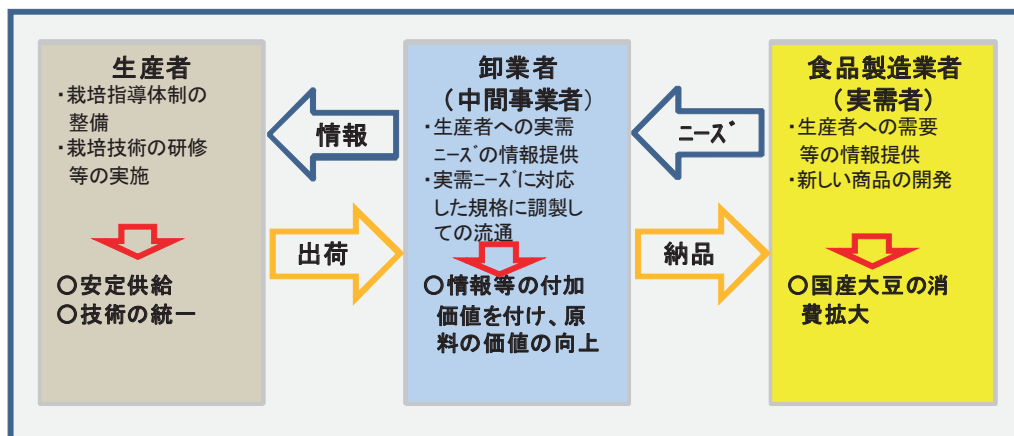
また、23年度の取組として、管内の生産者団体や実需者、各県の普及指導員等を対象に「大豆栽培技術等現地検討会」（23年10月）を開催し、九州沖縄農業研究センターで開発された病気や害虫に強い品種の紹介や、生産者、実需者を交えた国産大豆の消費拡大に向けた意見交換を行いました。



大豆栽培技術等現地検討会

なお、近年、国産大豆の消費量は拡大してきているものの、年次による生産量の変動が大きく、価格の変動も激しいため、一層の安定生産・需要・消費拡大に努める必要があります。このような中、消費者のニーズに応えた商品開発を進めるために、「国産原材料サプライチェーン構築事業」を活用し、生産者、卸業者、食品製造会社の三者が一体となって協議会を組織して、大豆の生産・供給・流通・加工までの供給連鎖を確立する取組が各県で進められています。この取組により関係者が大豆の生産量、品質、品種の情報を共有し、生産管理を行うことで流通の安定化、取引量の拡大が図られ、新しい商品の開発にもつながっています。

図 2 - 2 サプライチェーンのしくみ



資料：農林水産省作成

※ 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 九州沖縄農業研究センター。

## エ 畜産

### （最近の畜産をめぐる状況）

全国の畜産にかかる農業産出額のうち、九州は約4分の1（6千348億円）を占めています。九州の農業産出額のうち畜産は約4割を占め、中でも南九州の宮崎県や鹿児島県では県内の農業産出額に占める畜産の割合が特に高くなっており、全国有数の畜産地帯となっています（宮崎：54%、鹿児島：57%）。また、全国の飼養頭羽数に占める九州の割合は肉用牛36%、豚31%、ブロイラー46%と高く、1戸当たりの飼養頭羽数も増加傾向にあります※。

一方、東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、出荷停止による損害や牛肉・稲わらから放射性物質が検出されたことによる買い控え等が生じるとともに、長引く景気の低迷や生肉に起因する食中毒事故等の影響も加わり、国産牛肉の消費減退や牛枝肉卸売価格の低下等が九州の畜産にも影響を与えました。

また、配合飼料価格は、23年1月以降上昇に転じ、7～9月期には5万9,500円となりました。その後、やや下がったものの、24年1～3月期の実質農家負担額は1t当たり5万6千円台となっており、畜産経営への影響が懸念される状況となっています。

### （畜産経営安定対策を拡充）

農林水産省では、経営の安定を図るセーフティーネット措置として加工原料乳生産者補給金制度、肉用子牛生産者補給金制度等の畜産経営安定対策を実施しています。これらの対策の基礎となる畜産物価格は、通常毎年4月に改定されており、23年度は、以下のように改定されました。

#### ○畜産物価格

| 区分            | 内容                                                                                                                                                                                           |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 加工原料乳生産者補給金制度 | 加工原料乳地域（北海道）の生乳再生産の確保等を図るため、加工原料乳の生産者に補給金を交付<br>○補給金単価：23年4月～ 11.95円/kg<br>○限度数量：23年度 185万t                                                                                                  |
| 肉用子牛生産者補給金制度  | 肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、子牛生産者に生産者補給金を交付<br>○保証基準価格：<br>・黒毛和種：23年4月～ 310,000円/頭<br>・乳用種：23年4月～ 116,000円/頭<br>・褐毛和種：23年4月～ 285,000円/頭<br>・交雑種：23年4月～ 181,000円/頭<br>・他肉専用種：23年4月～ 204,000円/頭 |

また、23年度は、肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合、粗収益と生産費との差額の8割を補てんする「肉用牛肥育経営安定特別対策事業」について、地域の取引実態を考慮したデータの利用を始めるとともに、牛肉・稲わらからのセシウム検出に対する対策の一環として、四半期に一度だった補てん金の支払いを、23年7月以降、毎月払いとするなどの拡充を図りました。

※ 農業産出額は平成22年のもの。肉用牛、豚飼養頭数は、23年2月1日現在。ブロイラー飼養羽数は、21年2月1日現在。詳細については、動向編第1章及び巻末資料を参照下さい。

## （国産畜産物の生産・消費の状況）

牛乳の生産量は、少子化やミネラルウォーター、野菜飲料等の競合する飲料の消費量増加等により減少傾向にあり、成分調整牛乳や加工乳も23年は減少しています。一方、乳飲料の生産量はやや増加（対前年比106%）しています（図2-3）。

飲用以外のチーズや生クリームの生産量は、食の多様化の進展等により近年増加傾向で推移してきており、23年も増加（チーズ対前年比105%、クリーム対前年比104%）しています（図2-4）。

牛肉の生産量は、比較的安価な輸入牛肉の需要が高まっていることや、乳用種の減少等によりここ数年低下傾向にあります。23年度は、東日本大震災の影響も加わって、国内生産量はわずかに減少し、輸入量はわずかに増加しています（図2-5）。

図2-3 牛乳等の生産量の推移

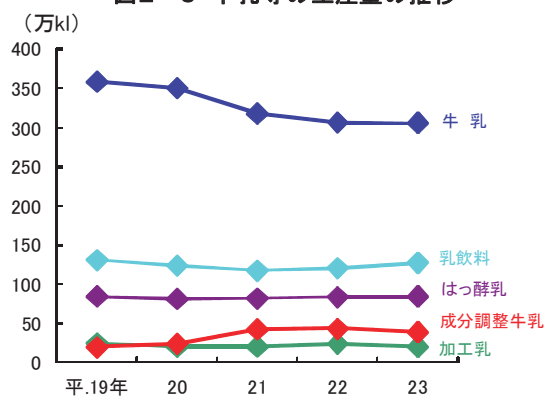


図2-4 チーズ、クリームの生産量の推移

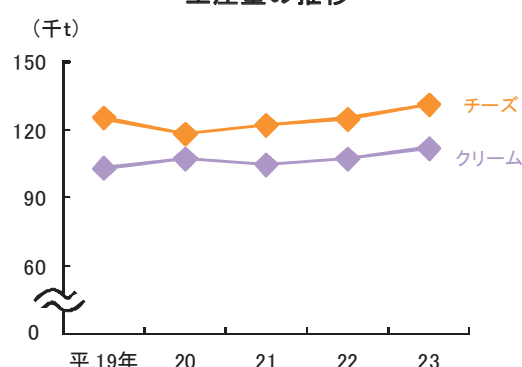
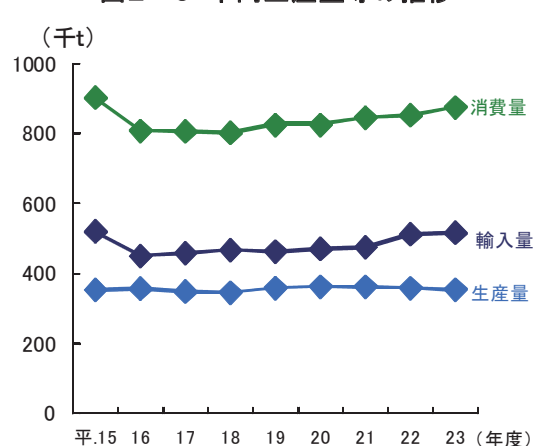


図2-5 牛肉生産量等の推移



資料：農林水産省「畜産物流通統計」  
財務省「日本貿易統計」ほか



食肉情報出張講座

これらの状況を踏まえて九州農政局では、23年11月に食肉情報出張講座「国産食肉の安全性と栄養機能について考える」を実施し、国産食肉の安全性についての情報を提供したほか、「牛乳の日」に連動した消費者の部屋特別展示を実施するなど、国産畜産物の消費拡大を図っています。

### 九州農政局による国産畜産物の消費拡大に向けた取組

|                  |                                   |
|------------------|-----------------------------------|
| 平. 23. 4～        | 九州農政局主催会議等における牛乳の配布               |
| 23. 5. 16～6. 10  | 九州農政局消費者の部屋特別展示における牛乳の機能性等のパネル展示  |
| 23. 11. 21～12. 9 | 九州農政局消費者の部屋特別展示における食肉の安全性と栄養機能の紹介 |
| 23. 11. 30       | 食肉情報出張講座の開催「国産食肉の安全性と栄養機能について考える」 |

## オ 飼料作物

### （ア）粗飼料の増産に向けて

#### （飼料用作物作付面積の拡大）

九州では、未利用地における飼料生産基盤の整備や水田・畑の裏作における飼料作物の作付けが、生産者や関係者の連携のもと積極的に取り組まれています。この結果、飼料作物作付面積は19年産以降増加しており、特に23年産はWCS（発酵粗飼料）用稲や飼料用米の作付拡大により5,900ha増加しています（図2-6）。

#### （水田放牧の推進）

近年、九州では、畜産農家の省力化やコスト低減につながる水田での放牧が定着しつつあります。特に、中山間地域においては、水田放牧等によって耕作放棄地の解消や棚田の保全、獣害の軽減等の効果が得られています（図2-7）。

#### （飼料生産の外部化の推進）

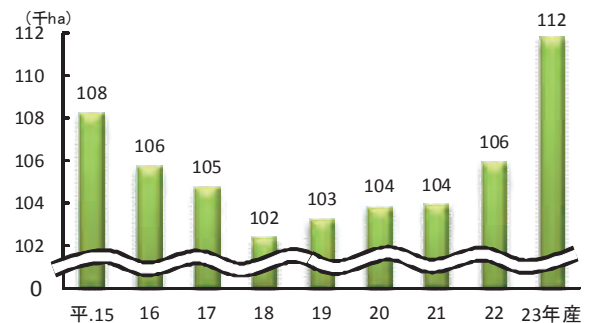
高齢化や後継者不足等により、畜産農家戸数が年々減少する中、1戸当たりの飼養頭数は確実に増加していますが、一方でこうした規模拡大によって農家の労働力は家畜の飼養管理へ集中せざるを得ない状況にあります。このため、自給飼料増産に向けて、労働力不足の補完や耕畜連携の橋渡しを行う組織の育成が重要となっています。

九州では、粗飼料の生産や供給を専門的に行うコントラクター組織が各地で立ち上げられています。これらの組織は、畜産農家の共同体や新たに耕種農家が設立する組織など様々な形態をとっています（図2-8）。

#### （国産稲わら等の利用促進）

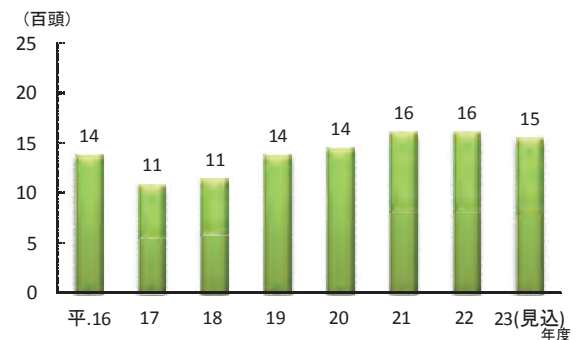
稲わらの生産量に対する飼料利用の割合は、稲作地帯である九州北部で低く、畜産主産地である九州南部では高い状況にあります。九州南部では、畜産農家

図2-6 九州における飼料作物作付面積の推移



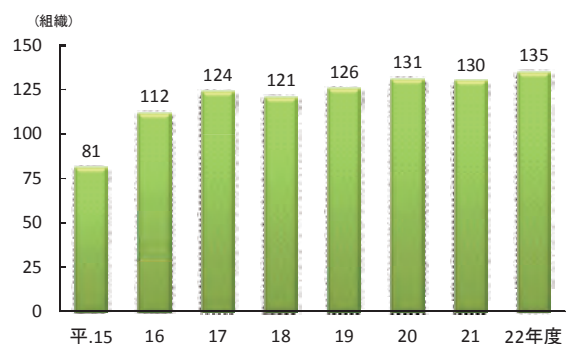
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

図2-7 九州における水田放牧の推移



資料：九州農政局調べ

図2-8 九州におけるコントラクター数の推移



資料：九州農政局調べ

の需要が大きく、国産稲わらが不足していることから、九州北部から南部へ国産稲わらを生産する取組が一部行われていますが、需要をすべて満たすまでに至っていません（九州の国産稲わら不足量約4万t）（図2-9）。飼料用稲わらの自給率向上に向けては、すき込み等から飼料利用に仕向ける（現在畜産利用：推計約3割）とともに、九州北部から南部への供給体制を整備することが必要となっています。

### （飼料増産運動の推進）

このような中、「食料・農業・農村基本計画」における飼料自給率目標（平成32年度目標38%）の達成に向けた飼料自給率の向上を図るため、九州農政局では「九州地域飼料増産行動会議」を設置しています。23年度は、全体会議（23年6月17日開催）において行動計画の策定等を行うとともに、「九州・沖縄ブロック ハイグレード稲発酵粗飼料生産現地検討会」（23年9月7日、熊本県氷川町）や「平成23年度自給飼料関係事業説明会」（23年4月19日、熊本県熊本市）等を開催しました。また、農林水産情報交流モニター交流会（23年12月14日、熊本県大津町）において飼料増産運動の紹介を行いました。



現地検討会における稲WCS収穫作業の様子

### （イ）稲発酵粗飼料・飼料用米の利活用 （稲発酵粗飼料）

水田を活用した稲発酵粗飼料（稲WCS）の生産利用の拡大を図るため、九州農政局では目標作付面積（23年度9,100ha、24年度1万ha）を定め、研修会の実施等各種取組を推進しています。

このような中、研究開発分野においては、食用品種よりはるかに収量が多く、九州の気候等に適した「タチアオバ」や「モグモグあおば」等の稲WCS向け専用品種が育成されています。さらに、省力・低コスト化が可能な直播栽培や堆肥を使った多収栽培技術、湿田でも収穫可能

図2-9 九州における  
国産稲わら利用の推移

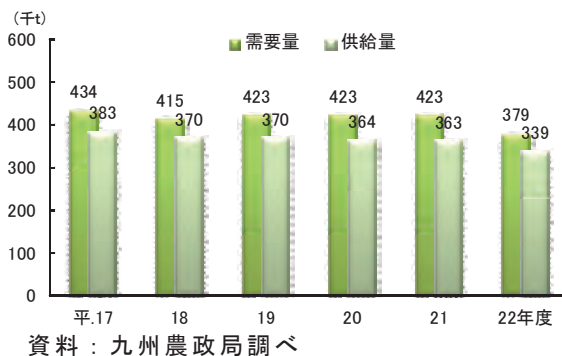
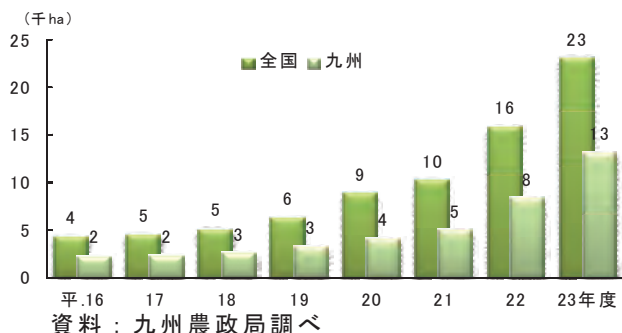


図2-10 九州におけるWCS用稲の  
作付面積の推移



な専用収穫機、泌乳牛や肉用繁殖牛への長期・多給技術等が研究・開発されてきました。

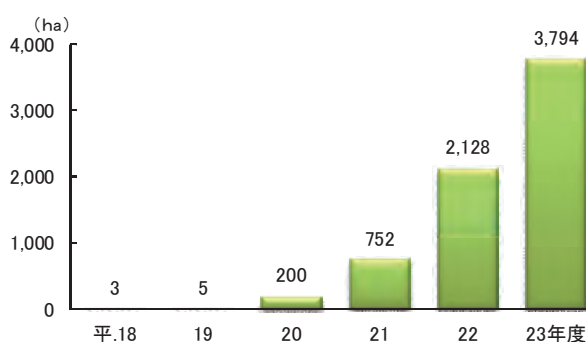
このような作付拡大に向けた取組を通じて生産・給与技術の生産現場への普及が徐々に進んだことや、水田活用の所得補償交付金の本格実施等により、九州におけるWCS用稲の作付面積は急速に増加しています(図2-10)。

稲WCSの利用を進めるためには、生産サイドと需要サイドのマッチングや生産コストの低減等を図る必要があります。九州農政局では、栽培や収穫・調製技術の向上による品質改善や生産性向上に向け、前述の現地研修会の開催とともに、関係部局や現地からの需要・供給に関する情報の発信を随時行っています。

### (飼料用米)

飼料用米の利用は、各種知見の不足や輸入とうもろこしと比較すると価格が高くなる傾向があること等から、数年前まではごく限られた取組でした。しかし、近年、生産・給与に関する一定の知見が集積されつつあることや水田活用の所得補償交付金の本格実施等により価格差が縮小したこと、各種支援措置の活用等により耕種農家と畜産農家等が連携して飼料用米を利用する取組が拡大したこと等から、飼料用米の作付面積が増加しています(図2-11)。

図2-11 九州における飼料用米作付面積の推移



資料：九州農政局調べ

### (ウ) 食品残さの飼料化（エコフィード）の推進

近年、飼料自給率向上や循環型社会の構築の観点から、食品製造工場や食品小売業、外食産業等から排出される食品残さを飼料原料として活用する取組が推進されています。

九州では、従来から取り組まれている粕類(焼酎粕やおから等)等を飼料として利用する事例のほか、製パン工場から排出されるパンくず、コンビニエンスストアで発生する弁当の売れ残り等を収集・加工して利用する事例など、飼料化される食品残さの種類が多様化するとともに(次ページ表2-6)、生産されたエコフィードをTMR※の原料として利用する取組もみられるようになってきました。

※ TMRとは、total mixed rationsの略称です。家畜が必要とする栄養が均一に含まれた混合飼料のことです。

表 2 — 6 九州管内で飼料原料として利用されている食品残さの例

|          |                             |
|----------|-----------------------------|
| 食品製造段階   | 焼酎粕・豆腐粕・パン製造くず等の食品製造副産物     |
| 食品加工調理段階 | 総菜工場(店)やレストランの調理くず等         |
| 食品流通段階   | スーパーマーケットやコンビニエンスストアの売れ残り品等 |

九州農政局では、こうした食品残さを飼料化したエコフィードの生産・利用拡大を図るため、各県の食品産業協議会やJAグループ、行政機関等を構成員とする「九州地域エコフィード推進行動会議」を設置し、食品残さ排出の実態や



九州地域エコフィード利用畜産物  
認証制度説明会の様子

利用状況等の情報の収集・提供や、さらなるエコフィードの推進に向けた説明会の開催等を実施しています。23年度は11月15日に「平成23年度九州地域エコフィード利用畜産物認証制度説明会」を開催するとともに、農林水産情報交流モニター交流会や消費者団体との意見交換会におけるエコフィード推進の紹介など各種取組を行いました。

**【稲WCSの広域流通による耕畜連携の取組】**  
農業生産法人 有限会社錦江ファーム（鹿児島県南さつま市）

直営農場や預託農場等をあわせて約1万8千頭の肉用牛を飼養する錦江ファームでは、自社で製造するTMRの原料を確保するとともに、国産粗飼料の活用による飼料自給率向上や安全・安心な食肉の供給、生産コストの低減等に向けて、熊本県や大分県の飼料生産組織と連携して、県域を越えた稲WCSの生産や広域流通に取り組んでいます。

このうち熊本県では、阿蘇地域や八代地域の水田220haで「ニシアオバ」や飯米用品種の「ヒノヒカリ」を、また、大分県では、臼杵<sup>うすき</sup>地域や宇佐地域の水田232haにおいて「タチアオバ」や「モミロマン」を栽培・収穫・調製し、経験豊富な運送業者が錦江ファームまでのロールベール輸送にあたっています。こうして集められた稲WCSは、錦江ファームで地元の稲わらやビール粕、焼酎濃縮液等の原料とともにTMRに調製され、肉用牛生産に利用されています。

このような県域を越えた連携は、お互いの組織への見学会や農家訪問というつながりを通して強化されています。



広域流通による稲WCS等を原料として  
調製されたTMR飼料

## カ 野菜・果樹

### (ア) 野菜

#### (九州は重要な野菜供給基地)

九州における野菜の作付面積は近年は横ばいで推移し、22年は7万6千haで全国の14%となっています。一方、産出額は価格の上昇により増加し、全国の19%を占めています。また、九州の農業産出額に占める野菜の割合は26%で、畜産（同39%）に次ぐ重要な作物となっています。特に、熊本県のトマト、なす、すいか、宮崎県のきゅうりは全国1位の産出額であり、全国2位、3位の品目も多く、九州は我が国の重要な野菜供給基地となっています（図2-12、2-13）。

全国の野菜指定産地928産地のうち九州では168産地（18%）が指定（24年2月8日現在）されており、全国の主要市場への安定的な供給に重要な役割を果たしています。

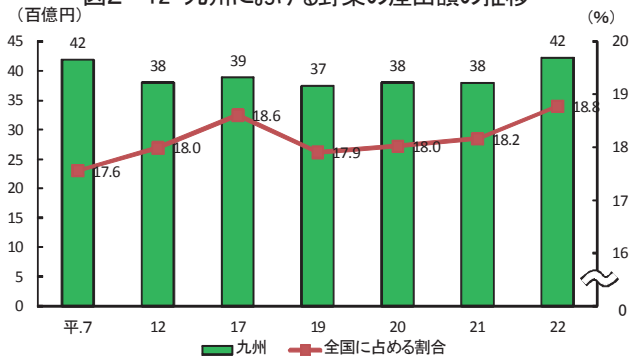
#### (新たな経営安定対策の展開)

野菜産地で高齢化の進展、担い手の減少など産地基盤の脆弱化が進んでいることに加え、加工・業務用需要について、国産ニーズが高いにもかかわらず、産地が十分対応できていないことから、輸入野菜の使用割合が増加しています。

このため、農林水産省では担い手を中心とした競争力ある生産供給体制の確立等を図ることを目的として、野菜の「産地強化計画」の策定を推進しています。この計画において、各産地は「低コスト化」、「高付加価値化」、「契約取引推進」、「資材低減」の中から戦略を選定し、出荷量等の数値目標を定めることとなっています。24年3月末現在、九州では548産地で策定され、計画に基づいた取組が実施されています。

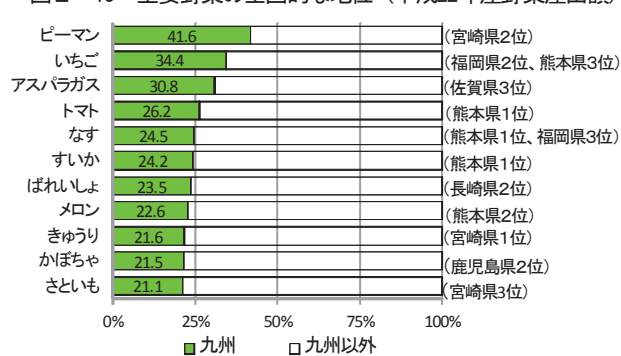
近年、国内で消費される野菜の過半を加工・業務用需要が占めており、冷凍加工野菜の約9割を輸入に依存しています。しかし、消費者の国産志向等から国産野菜への回帰も期待されます。

図2-12 九州における野菜の産出額の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

図2-13 主要野菜の全国的な地位（平成22年産野菜産出額）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」



「ほうれんそう」の加工処理の様子

九州農政局では、こうした状況に対応し、地域で収穫された野菜を冷凍加工できる農産物処理加工施設の整備等を推進し、付加価値の向上等による農業所得の向上や地域農業の発展を支援しています。

## （イ）果樹

九州における果樹の栽培面積は近年の消費の低迷、後継者不足や高齢化の進展等から減少傾向で推移しており、22年は4万2,700haで全国の17%となっています。産出額は高付加価値化等が進んでいることから近年は横ばいを維持しており、1,232億円で全国の16%を占めています。また、各県において、かんきつ類を中心に特色のある果実の生産が行われています。特に、長崎県のびわ、熊本県のしらぬいとなつみかん、宮崎県のマンゴーは全国1位の産出額であり、温暖な気候を生かした産地が形成されています（図2-14、2-15）。

このような中、各産地においては、産地自らが目指すべき産地の姿を明確化した上で、目標や取組を具体的に定めた「果樹産地構造改革計画」を策定しており、目標達成に向けた取組が進められています。（23年12月現在、全国で469産地、うち九州で93産地が計画策定済み）

九州農政局では、これらの取組を支援するため、優良品目・品種への転換、園地整備等を支援する「果樹経営支援対策事業」に加えて、23年度から新たに、果樹経営支援対策事業を活用して優良品目・品種への改植を行った担い手に対して改植後の未収益期間を支援する「果樹未収益期間支援事業」を推進しています。

また、糖酸センサー※、生傷・腐敗果を検出するセンサー等最新機器を搭載した高性能選果機を導入した集出荷貯蔵施設の整備等により、果実の選果効率の向上、高品質果実の計画的安定出荷等を支援しています。

図2-14 九州における果実の産出額の推移

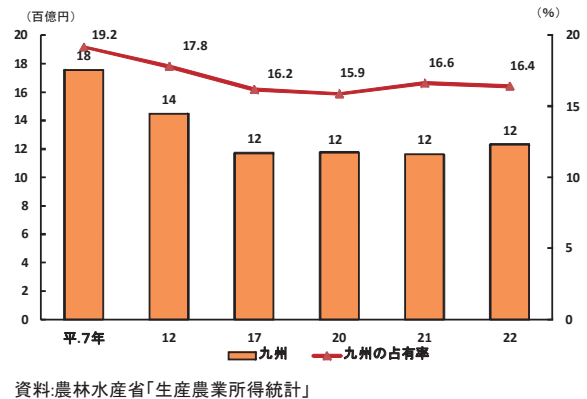
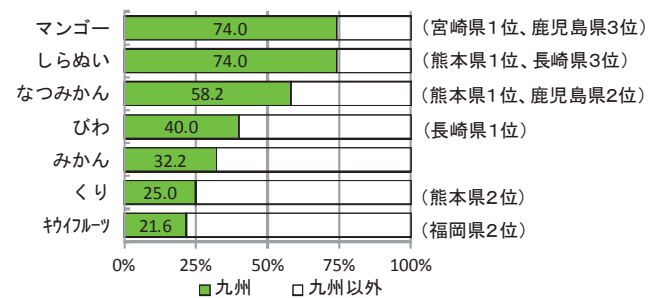


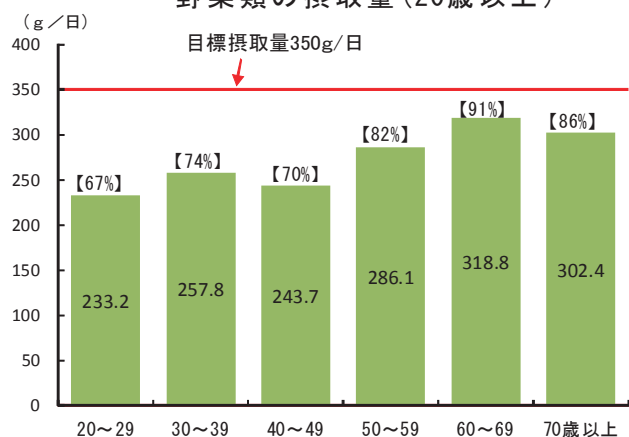
図2-15 主要果実の全国的な地位（平成22年産果実産出額）



※ 糖酸センサーとは、果実の内部品質を触れず、つぶさず、瞬時に糖度とクエン酸を同時に測定する光分析方式の内部品質測定器です。

## (ウ) 野菜・果実の消費拡大

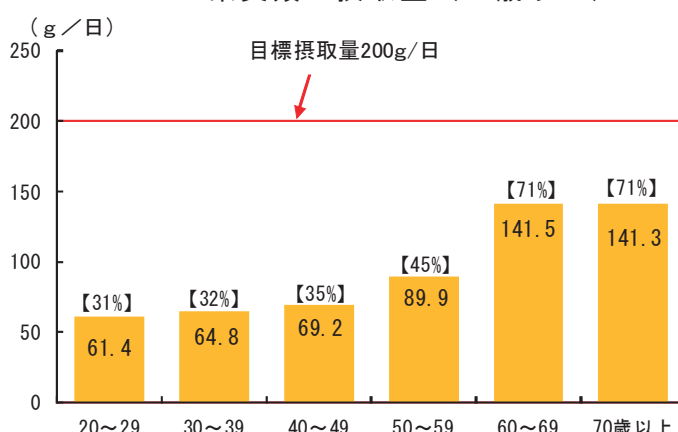
図 2-16 平成22年における世代別の野菜類の摂取量(20歳以上)



資料：厚生労働省「平成22年国民健康・栄養調査」

注：【 】内は摂取目標に対する摂取割合

図 2-17 平成22年における世代別の果実類の摂取量(20歳以上)



資料：厚生労働省「平成22年国民健康・栄養調査」

注：【 】内は摂取目標に対する摂取割合

22年の国民の1人当たりの野菜の摂取量は281.7g(20歳以上平均)で、厚生労働省「健康日本21」が目標とする1日当たり350gの80%となっています。また、果実の摂取量は103.7g(20歳以上平均)で、「果物のある食生活推進全国協議会」が目標とする1日当たり200gの52%となっています。これを世代別にみると、特に若年層において野菜及び果実の摂取(消費)量が、少ない状況にあります(図2-16、2-17)。

このため、九州農政局では、各種イベントやセミナー、ホームページ等を通じて、消費者等に対して、野菜・果実の消費拡大を呼びかけています。23年度は野菜と果実をたくさん使用した「野菜ソムリエのやさい・くだものたっぷりランチ」のレシピコンテスト※1を実施するとともに、九州各地から野菜ソムリエ、消費者、農業団体等関係者約100名が参加し、「食べれば元気！」九州のやさい・くだもの”をテーマに「食べよう！やさいくだものセミナー」を開催しました。

また、社員食堂を対象に、野菜・果物の摂取に関する取組等についての調査※2を行いました。



「野菜ソムリエのやさい・くだものたっぷりランチ」レシピコンテストにおいて、金賞を受賞したメニュー

※1 詳細は九州農政局のホームページ([http://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/yasai/reshipi/syuo\\_hikakudai.html](http://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/yasai/reshipi/syuo_hikakudai.html))に掲載しています。

※2 詳細は九州農政局のホームページ(<http://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/yasaikudamono/pdf/dai4.pdf>)に掲載しています。

## キ 花き・茶・葉たばこ

### (ア) 花き

九州における花き・花木類の作付面積及び生産額は減少傾向で推移しており、21年産作付面積は6,838haで全国の21%、生産額は780億円で全国の20%を占めています（図2-18）。

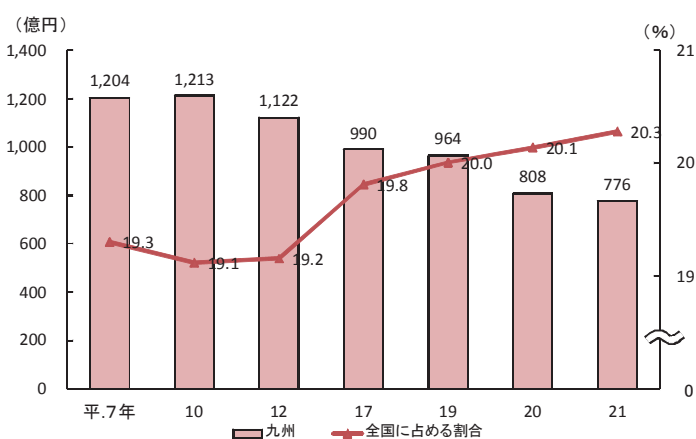
切り花を中心に輸入が増加する一方で、若い人を中心とした無購買層の増加や一世帯当たりの購入金額の減少傾向等により、国内産花きの生産額は平成10年以降減少傾向にあります。

このような中、新たな需要を創出するために、農林水産省では、22年4月に公表した「花き産業振興方針」に基づき、<sup>はないく</sup>花育※の推進や花きの魅力・効用に関する情報発信等を進めています。また、ニーズに対応した生産・流通・販売を確保するために、日持ち保証販売の実証や花き商品の情報提供を強化する取組を支援しています。

九州農政局では、九州の花き関係団体で構成する「九州花き振興協議会」の総会及びシンポジウム等において、花きに関する情報発信をするとともに、花の需要拡大方策について検討を行うため「九州花の需要拡大プロジェクトチーム」を23年8月に設置しました。この中で、九州一斉の花の需要拡大のキャンペーンやイベント等の実施により、花きの需要拡大を支援しています。

また、バレンタインデーを新たな花きの需要期とするため、22年から花き業界統一キャンペーン「フラワーバレンタイン」が展開されています。九州においても、24年2月に九州花き卸売市場連合会がフラワーバレンタイン用の「のぼり」を3千本制作し、各花き市場や花屋の店頭に設置するキャンペーンが実施されました。

図2-18 九州における花き・花木類の生産額の推移



資料:農林水産省「花き等生産状況調査」

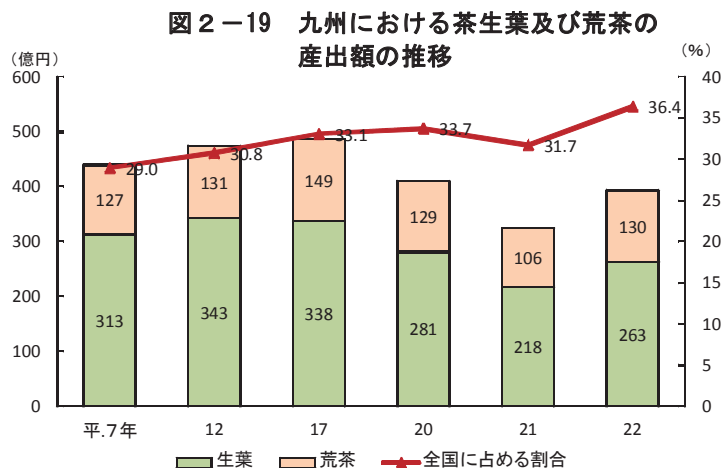


店頭に設置したフラワーバレンタイン用「のぼり」

※ 花育とは、花きの多様な機能に着目し、花きを教育、地域活動等に取り入れる取組です。

## (イ) 茶

九州における茶の栽培面積は近年横ばいで推移し、23年は1万5,600haで全国の34%を占めています。生葉及び荒茶の産出額は21年まで減少していましたが、22年は凍霜害<sup>とうそうがい</sup>の発生等により生産量が減少し、価格が上昇したことから前年より増加し、393億円で全国の36%を占めています（図2-19）。



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

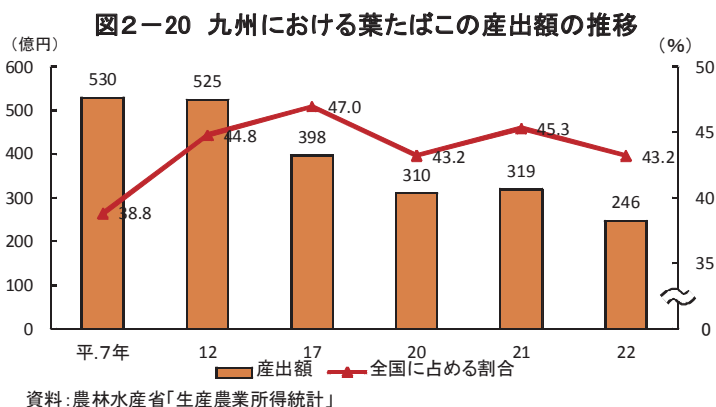
近年、食生活をはじめとする生活様式の変化や多様化等により、急須を用いてお茶を飲用する機会が若年層や中年層を中心に減少していることから、茶業及びお茶文化の振興を図るため、23年4月に「お茶の振興に関する法律」（23年法律第21号）が公布・施行されました。この中では、お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大、お茶を活用した食育の推進、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講じることにより、茶業の健全な発展等に寄与することを目的としています。

また、農林水産省では、23年度から、茶の優良品種への転換、高品質化を加速化するため、「茶改植等支援事業」の推進により、産地ぐるみの改植等を実施した場合の未収益期間に対する支援を実施しています。これにより、九州では改植（茶樹の樹体を伐採・抜根し、優良品種等の茶樹を新たに植栽すること）が76.0ha、棚施設栽培への転換（茶製品の付加価値向上を目的とし、露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置し、栽培法を転換すること）が0.1ha、台切（茶園の若返りを図るため、茶樹の地際部から地上15cmまでの高さで切断すること）が10.5ha、それぞれ実施されています。

## (ウ) 葉たばこ

九州における23年産の葉たばこの契約栽培面積は5,949haで全国の42%を占めており、22年産の産出額は246億円で全国の43%を占めています（図2-20）。

今後、健康志向等により、たばこの販売数量の大幅な減少が



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

見込まれることから、日本たばこ産業株式会社が、23年8月、葉たばこ農家を対象に、24年産以降の廃作を募集※したところ、九州においては、葉たばこ農家の4割に当たる1,300戸から、葉たばこの耕作面積全体の約3割強に当たる約2千haの廃作の応募がありました。各県ごとにみると、大分県、宮崎県、鹿児島県では半数以上の農家から廃作の申込みがありました（表2－7）。

表2－7 葉たばこ廃作申込調査結果

| 組合名  | 平. 23年契約実績 |            | 廃作申込       |            |            |            |
|------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|      | 農家数<br>(戸) | 面積<br>(ha) | 農家数<br>(戸) | 増減率<br>(%) | 面積<br>(ha) | 増減率<br>(%) |
|      | ①          | ②          | ③          | ③／①        | ④          | ④／②        |
| 福岡県  | 12         | 18         | 3          | ▲25        | 3          | ▲17        |
| 佐賀県  | 121        | 333        | 29         | ▲24        | 59         | ▲18        |
| 長崎県  | 428        | 870        | 114        | ▲27        | 188        | ▲22        |
| 熊本県  | 933        | 1,666      | 260        | ▲28        | 334        | ▲20        |
| 大分県  | 267        | 550        | 149        | ▲56        | 253        | ▲46        |
| 宮崎県  | 800        | 1,489      | 435        | ▲54        | 713        | ▲48        |
| 鹿児島県 | 557        | 1,023      | 310        | ▲56        | 474        | ▲46        |
| 九州計  | 3,118      | 5,949      | 1,300      | ▲42        | 2,024      | ▲34        |
| 全国計  | 10,801     | 14,083     | 4,106      | ▲38        | 4,412      | ▲31        |

資料：日本たばこ産業株式会社調べ

各県においては、連絡会議や相談窓口等が設置され、廃作を希望する農家の今後の意向把握とともに、耕作放棄地の発生防止等、廃作に伴う各種課題等への対応に向けた取組が行われています。

農林水産省では、廃作が予定される農地の適切な農業利用を図り、他作物への円滑な転換を推進するため、23年度第4次補正予算において「葉たばこ作付転換緊急対策事業」を措置し、廃作が予定される農地が今後とも適切に農業に利用されるよう、他作物への転換を円滑に推進するために必要となる農業用機械等のリース導入や共同利用施設の整備を支援しました。

※ 廃作した場合は、日本たばこ産業株式会社から10a当たり28万円の支援措置が講じられます。

## ク さとうきび・でん粉原料用かんしょ

### (ア) さとうきび

さとうきびは、台風、干ばつ等の自然災害の常襲地帯である鹿児島県南西諸島における代替の難しい基幹作物であり、国内産糖製造業とともに地域農業及び地域経済上重要な役割を担っています（図2-21）。

一方、農家戸数の減少や高齢化が進行し、零細規模の農家が大部分を占めていることから、地域農業及び関連製造業者の構造改革が安定的な生産体制の確立を図るために不可欠となっています。

このような中、農林水産省では、19年産から品目別経営安定対策を実施するとともに、23年度から効率的かつ持続的なさとうきびの生産体制の確立に必要な農業機械等のリース導入を支援しています。



ハーベスターによる収穫（西之表市）

この支援により、鹿児島県南西諸島においてハーベスターが15台導入されるなど、さとうきび生産において、最も重労働である収穫作業の軽減が図られています。

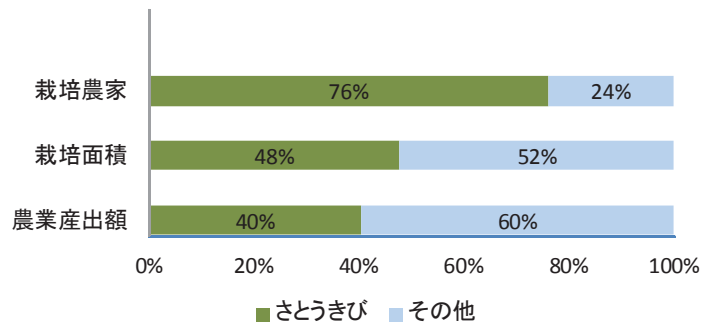
また、23年産のさとうきびについては、春先の低温による初期生育の不良、台風の来襲、夏季の干ばつ、メイチュウ類の発生等により過去最悪の水準となる不作（平年作の2割以上の減収見込み）となりました。早期の生産回復を図るため、24年度予算において、産地における適切な防除や、ハーベスター等の農業機械等のリース導入を支援することとしています。

### (イ) でん粉原料用かんしょ

火山灰土壌地域であり、台風常襲地域である南九州地方、特に鹿児島県において、でん粉原料用かんしょは代替の難しい重要作物であり、国内産いもでん粉製造業とともに、地域農業及び地域経済上重要な役割を担っています（次ページ図2-22）。

でん粉原料用かんしょの安定的な生産体制の確立を図るためには、さとうき

図2-21 鹿児島県南西諸島の農業におけるさとうきびのシェア(平成22年)



資料：鹿児島県調べ

注1：栽培農家は、2010年世界農林業センサスの農家数に占める割合

2：栽培面積は、作物統計の数値（当該年産収穫面積＋次年産夏植面積）

3：農業産出額は、耕種部門に占める割合

びと同様に地域農業及び関連製造業者の構造改革が必要となっています。

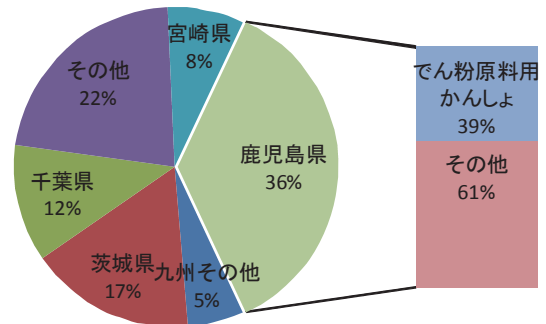
また、安定的に国内産いもでん粉を生産し、産地の収益力を向上させるためには、でん粉の高品質化を推進し、市場評価の高い加工食品用への転換が必要です。

このような中、農林水産省では、19年産から品目別経営安定対策を実施するとともに、23年度から高品質でん粉の製造技術等の確立に向けた取組やでん粉等の品質管理に必要な機器の整備等を支援し、国内産いもでん粉の高品質化による加工食品への販路拡大等を推進しています。



高品質でん粉を用いた加工食品  
(鹿児島市)

図2-22 23年産かんしょの作付面積割合



資料:農林水産省「作物統計」

## 2 家畜の伝染性疾病発生に備えて

### (1) 家畜伝染病予防法の改正について

平成22年4月に宮崎県で発生が確認された口蹄疫は、292農場で発生が確認され、最終的な殺処分頭数は我が国の畜産史上最大規模の約30万頭に及びました。

また、22年11月から翌年3月の間に全国の9県24農場(九州では3県15農場)において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、最終的な殺処分羽数は本病に関して我が国最大の約183万羽(九州では約103万羽)に及びました。

このような状況を踏まえて、迅速かつ的確に対応できる防疫体制を構築し、我が国で二度とこのような事態が起らないようにするため、家畜伝染病の発生の予防、早期の通報、迅速な初動等に重点をおいて23年4月に家畜伝染病予防法が改正されました。

#### (家畜伝染病予防法改正の主な内容)

- ・ 海外からの病気の侵入を防ぐための水際検疫の強化
- ・ 畜産農家における飼養衛生管理の強化
- ・ 家畜伝染病を早期に発見するための届出制度や発生農家等への支援の充実
- ・ 口蹄疫のまん延時に感染していない家畜の予防的殺処分の実施

#### 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律のポイント

- 平成22年度の宮崎県における口蹄疫の発生状況や同年度の高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家畜伝染病の「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いて防疫対応を強化する観点から、平成23年4月に家畜伝染病予防法を改正。
- 上記改正のうち、財政支援の強化等については同年7月1日から、入国者に対する質問、飼養衛生管理基準の内容の追加、一定症状の届出義務等については同年10月1日から、それぞれ施行。

##### 発生の予防

- ・ 家畜防疫官に、入国者に対する質問、入国者の携帯品の検査・消毒に関する権限を付与。
- ・ 平時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等に入る者の身体、物品及び車両の消毒を徹底。
- ・ 飼養衛生管理基準の内容に、患畜等の焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保等の措置を追加。
- ・ 家畜の所有者に都道府県知事への家畜の飼養衛生管理状況の報告を義務付け、飼養衛生管理基準を遵守していない場合、都道府県知事は、指導・助言、勧告又は命令を実施。

##### 早期の発見・通報

- ・ 患畜・疑似患畜の届出義務とは別に、農林水産大臣の定める一定の症状を呈している家畜の届出義務を創設。

##### その他

- ・ 家畜の伝染性疾病の病原体について、的確な管理を行う観点から、病原体の所持に関する許可制等を導入。

##### 迅速・的確な初動対応

- ・ 口蹄疫のまん延防止のための最終手段として、患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分を導入。
- ・ 家畜伝染病の発生時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等から出る者の身体・車両の消毒を徹底。
- ・ 消毒ポイントを通行する者の身体・車両の消毒義務を新設。

##### 財政支援の強化

- ・ 口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額を交付。
- ・ 必要なまん延防止措置を講じなかった者に対する、手当金又は特別手当金の全部又は一部の不交付又は返還のルールを創設。
- ・ 都道府県が移動制限等をした場合における売上げの減少額等の補填対象となる畜種を家畜全般に拡大。
- ・ 都道府県による消毒ポイントの設置に要した費用を家畜伝染病予防費の対象に追加。

資料：農林水産省作成

## （２）九州農政局における取組

### ア 改正された家畜伝染病予防法の周知

九州農政局では、家畜伝染病予防法の改正内容等の周知を図るため、23年9月に九州各県の担当者や畜産関係者等を対象とした説明会を開催しました（熊本市、153名参加）。

また、家畜伝染病予防法の改正に伴う飼養衛生管理基準の見直しにより、畜産農家は衛生管理区域（畜舎等）に立ち入った者の氏名等の記録・保存が必要となったことから、九州農政局の職員が業務で畜産農家の畜舎等に立ち入った場合に氏名等を記録した「入場記録票」を畜産農家にお渡しする取組を行っています。

### イ 家畜伝染病発生時の対応

九州農政局では、「特定家畜伝染病発生時の対応マニュアル」を策定（23年11月制定）

し、家畜伝染病が発生した場合に迅速かつ的確な対応がとれる体制を構築しています。

#### （発生県からの人的支援に対する準備）

発生県等からの要請により消毒ポイントや農場作業での防疫作業に九州農政局の職員を直ちに派遣できるよう、毎年2回、防疫作業支援者リストを整備しています（23年11月現在の登録者約1,200名）。

#### （防疫演習等の開催）

万が一家畜伝染病が発生した場合に備え、23年11月に九州農政局内の連絡体制、指揮系統及び役割分担の確認等を行う防疫演習や発生農場等に派遣された職員の防疫作業を想定した訓練等を実施しました。

また、各県が開催する防疫演習等に参加し、家畜伝染病発生時の対応について意見交換等を行うなど、関係機関との連携強化を図っています。



説明会の模様

|                                                         |                    |
|---------------------------------------------------------|--------------------|
| 飼養衛生管理基準では衛生管理区域に立ち入った者の記録・保存が必要となりますので、この記録票をお役立てください。 |                    |
| <b>農場への入場記録票</b><br>(衛生管理区域への立入り記録)                     |                    |
| 入場先:                                                    |                    |
| 入場日時: 平成 年 月 日 ( )                                      | ~                  |
| 入場者:                                                    |                    |
| 所 属:                                                    | 九州農政局 消費・安全部 安全管理課 |
| 住 所:                                                    | 熊本市春日2丁目10番1号      |
| 連絡先:                                                    | 096-211-9111       |
| 目 的:                                                    | 現地調査のため            |
| その他:                                                    |                    |

九州農政局の入場記録票



防疫服の装着・脱着訓練の様様

### 3 食の安全と消費者の信頼確保

食の安全と消費者の信頼を確保するため、農業生産工程管理（GAP）の推進、適正な食品表示に向けた取組や顔の見える関係づくり等に取り組んでいます。

#### （１）農業生産工程管理（<sup>ギャップ</sup>GAP）の推進

農林水産省では、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、品質の向上、農業経営の改善や効率化等を図る観点から、農業生産工程管理（GAP）※<sup>1</sup>の普及・導入を推進しています。

GAPの導入産地は毎年着実に増加する一方、国内に様々なGAPが存在するため、GAPの共通基盤として、22年4月に、食品安全に加え、環境保全や労働安全等、幅広い分野を対象とした高度な取組内容を含むガイドラインを策定し、23年3月に対象作物を拡大する改定を行いました。

GAPの導入目標としては、「『我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画』に関する取組方針」において、平成27年度までに全国でGAP導入産地を3千に拡大することとしています。23年3月末日時点の調査では、九州農政局管内において主要な産地※<sup>2</sup>856産地のうち、49%にあたる418産地において、農林水産省の「基礎GAP」や各県が策定した「県GAP」等が導入されています。

しかしながらガイドラインに則したGAP導入産地数は、55産地にとどまっていることから、さらなる促進が必要です（表2－8）。

九州農政局では、23年7月に管内各県の担当者や普及指導員、農協、営農指導員、生産者等を参集し、ガイドラインに則したGAP導入産地の事例紹介等を行うブロック説明会を開催しました。

また、ホームページやパンフレットによりGAP導入の普及・啓発や取組事例の紹介を行い、GAP導入を推進しています。

表2－8農業生産工程管理(GAP)の取組状況調査結果

| 区 分     | 平成23年3月末現在 |             |                       |              |
|---------|------------|-------------|-----------------------|--------------|
|         | 産地数<br>④   | (導入産地)<br>⑤ | うち、ガイドラインに<br>則した取組産地 | 導入率<br>⑥=⑤÷④ |
| 平成27年目標 | —          | 3,000       | 1,600                 | —            |
| 全 国     | 4,221      | 2,194       | 223                   | 52%          |
| 九 州 計   | 856        | 418         | 55                    | 49%          |
| 福 岡 県   | 184        | 140         | 0                     | 76%          |
| 佐 賀 県   | 94         | 64          | 0                     | 68%          |
| 長 崎 県   | 115        | 53          | 42                    | 46%          |
| 熊 本 県   | 167        | 17          | 3                     | 10%          |
| 大 分 県   | 82         | 29          | 0                     | 35%          |
| 宮 崎 県   | 85         | 42          | 4                     | 49%          |
| 鹿児島県    | 129        | 73          | 6                     | 57%          |

資料：農林水産省調べ

注：うち、ガイドラインに則した取組産地とは、平成23年3月31日現在において、GAPに取り組んだ産地のうち、農林水産省のガイドラインに則したGAPを導入した産地です。

※<sup>1</sup> 農業生産工程管理（GAP：good agricultural practice）：農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことをいいます。

- 「基礎GAP」：GAPという手法を学ぶための基礎的なモデルとして19年に農林水産省が定めたもの
- 「県GAP」：都道府県が取組を進めているGAP（各県における推進方法の違いから取組レベルは様々）
- 「J GAP」：日本GAP協会が進めている審査・認証を前提としたGAP（120を超える管理点を有する）

※<sup>2</sup> 「主要な産地」とは、野菜、米、麦、果樹、大豆の産地強化計画等を作成している産地。

## （２）適正な食品表示に向けた取組

### （食品表示・JAS規格に関する普及・啓発）

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」に基づく食品表示の適正化を進めるためには、消費者や事業者が食品表示制度を正しく理解することが重要です。このため九州農政局では、食品の製造業者、流通・小売業者の方を対象とした食品事業者表示適正化技術講座を九州全県で開催するとともに、各地域で関係団体の要請に応じた説明会等を開催し、制度の普及・啓発に努めています。



食品事業者表示適正化技術講座

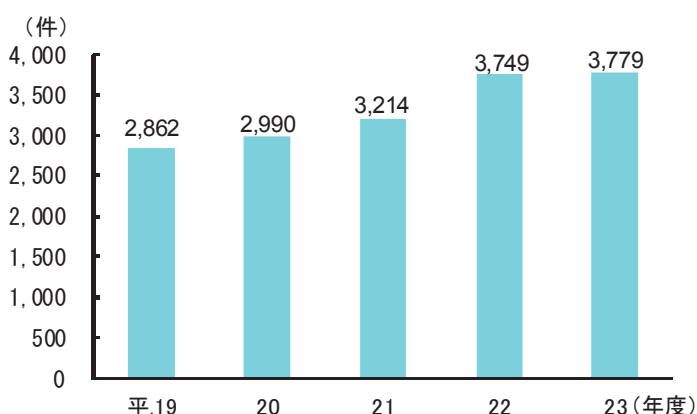
### （食品表示に関する監視体制）

九州農政局では、食品表示Gメン<sup>※1</sup>が日常的に小売店舗を巡回し、生鮮食品、加工食品及び有機農産物を対象とした表示調査や、DNA分析等の科学的分析手法を活用した調査を実施しています。

また、「食品表示110番<sup>※2</sup>」を開設し、一般消費者等から不適正な表示に関する情報を受け付けるとともに、公募により委嘱した「食品表示ウォッチャー」により情報収集を行っています。

なお、「食品110番」の受付件数は年々増加傾向にあり、23年度の管内の110番受付件数は3,779件（前年度比101%）ありました（図2-23）。

図2-23 食品表示110番受付件数(九州)



資料：九州農政局調べ

### （食品の不適正表示への対応）

食品の表示に関する疑義情報等が寄せられた場合、九州農政局と県等が連携して調査を行います。その結果、不適正表示を確認した場合には、指示・公表することを基本とし、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、改善方策を講じている場合は、指導を行うこととしています（23年度に九州の事業者に対して指示・公表した事案は8件）。

※1 食品表示Gメンとは、農林水産省が不適正な食品表示の調査・指導等を行うため、農林水産本省、地方農政局および地域センター等に配置している職員の通称です。

※2 食品表示110番とは、食品の品質表示のいっそうの適正化を図る観点から、広く国民から食品の表示について問い合わせや情報の提供を受けるため、農林水産本省、農政局および地域センター等に設置しているホットラインです。その情報は、情報提供、問い合わせ、提案、苦情、その他に分類されます。

### （３）米トレーサビリティ制度の取組

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（以下「米トレーサビリティ法」という。）が制定され、「取引等の記録の作成・保存」及び「産地情報の伝達」が、農業者、流通業者、米加工品製造業者、小売販売業者、外食事業者等の米穀事業者に義務付けられました（平成23年7月から全面施行）。

九州農政局では、この制度の周知や問合せ及び適正流通の確保に向けた監視活動等に取り組んでいます。

#### ア 米トレーサビリティ制度の周知

九州農政局では、米トレーサビリティ法が制定されて以降、米穀事業者や消費者を対象として、米トレーサビリティ制度に関する説明会を開催し、関係者への周知を図っています。

23年度は、消費者・米穀事業者等を対象に開催した制度説明会（開催回数616回、参加者3万5,652人）及び外食事業者等への個別訪問（訪問件数5,935件）による周知活動のほか、地方公共団体へのパンフレットの配布等を行いました。

#### イ 米トレーサビリティ制度の監視活動

九州農政局では、農業者、流通業者、米加工品製造業者、小売販売業者、外食事業者等に対して、米トレーサビリティ法に関する義務の遵守状況の確認活動に取り組み、米穀の適正かつ円滑な流通の確保に努めています。

また、米穀流通監視相談窓口の受付電話を設置し、消費者や関係事業者等からの問合せ、不適正な米の流通に関する情報提供等に迅速に対応しています。



米トレーサビリティ制度説明会（八代市）



産地情報の伝達状況（熊本市）

#### （４）消費者に対する情報提供とニーズの把握

我が国の食の安全と消費者の信頼を確保していくためには、行政、消費者、生産者、食品事業者等の関係者での情報の共有化や意見交換を行うことが重要です。

このため、九州農政局では「消費者団体等との意見交換会」や「顔の見える関係づくり」等に取り組んでいます。

##### （食品安全のセミナーを開催）

23年度は、一般の消費者の方々に食品安全に関する基礎的な知識を普及することを目的に食の安全セミナー（23年9月29日、大分市）を開催し、消費者団体や大学、栄養士会等から25名が参加しました。この中では、肉の生食等による食中毒事件が発生し、食中毒に対する関心が高まっていることを踏まえ、微生物が原因で発生する食中毒についての情報提供やグループワークを行いました。参加者からは、「すぐに実践できる知識や内容がわかりやすく勉強になった。」、「年代の違う方々の意見が聞けてよかった。」、「危険だと注意するばかりでなく、どうすれば安全であるか等の説明もほしい。」等の感想や意見がありました。



参加者によるグループワーク

##### （消費者団体等との意見交換会を開催）

九州農政局では、日頃から管内の消費者団体等へ食に関する様々な情報を提供しています。また、食品安全政策や農政全般に対するご意見をうかがい施策に反映するため、消費者団体等との意見交換会を開催しています。23年度は18回実施し、食品等に含まれる放射性物質、食料の安全保障、食育、6次産業化、米トレーサビリティ、JAS法に基づく食品表示に関する事等についての説明を行いました。参加者からは「食料自給率は消費者の行動も大切である。」、「農家の高齢化で、農業の先行きが見えない。農家の現状を把握し、農業の活性化をして欲しい。」等の多数の意見をいただきました。

##### （消費者と生産者・事業者等との顔の見える関係づくり）

九州農政局では、「食」に関する消費者や関係者間の信頼関係を築いていくために、消費者と生産者や事業者との間の「顔の見える関係づくり」を進めており、23年度は19回実施しました。

このうち、23年8月には、熊本市で指定している「ひご野菜」をテーマに小学生を対象とし「夏休み・ひご野菜探検！」を熊本市内で開催しました。県内

から22名の親子連れが参加し、郷土料理である辛子れんこんの原料にもなっている「れんこん」を栽培している農家（株式会社カワカミ）において、収穫体験や食文化の紹介を通じた交流を行うとともに、民謡「おてもやん」の歌詞にも出てくる「春日ぼうぶら」の生産振興や加工品開発を行っている生産・加工グループ（健軍オリーブ会）による調理体験や交流を行いました。参加者からは「貴重な体験をさせてもらった、食の大切さを伝えていきたい。」、「旬の野菜に触れられて良かった。」、「夏休みの自由研究にも役立った。」等の声をいただきました。



親子によるれんこん収穫体験

### （消費者の部屋）

九州農政局では、広く国民の理解に支えられた農林水産行政を展開していくために「消費者の部屋」を設け、消費者に対し農林水産行政一般、食の安全と消費者の信頼の確保、食生活についての情報提供や啓発及び消費者相談を行っています。23年度は、管内の消費者相談窓口に326件の相談が寄せられました（表2－9）。相談件数で最も多かったのは安全・衛生の120件で、そのうち食品の放射性物質に関連する問い合わせが79件ありました。

また、「移動消費者の部屋」として、各地で行われている様々なイベント、食料品小売店、農協、図書館、大学、企業の社員食堂等の場所にブースを開設し、食料自給率の向上、日本型食生活や食育の推進等のテーマについてパネル展示やパンフレットの配布等による情報提供、消費者相談等を実施しました。

表2－9 消費者相談件数（23年度）

| 内容区分  | 件 数 | 割 合    |
|-------|-----|--------|
| 安全・衛生 | 120 | 36.8%  |
| 制度・基準 | 68  | 20.9%  |
| 表 示   | 20  | 6.1%   |
| 品質・規格 | 20  | 6.1%   |
| その他   | 98  | 30.1%  |
| 計     | 326 | 100.0% |

資料：九州農政局調べ